

専決処分の承認を求めることについて

大磯町町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年6月1日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

専決処分書

大磯町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

大磯町長 中 崎 久 雄

理由

令和3年3月31日付けで地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が公布されたことに伴い、大磯町町税条例（昭和50年大磯町条例第6号）の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項により、専決処分する。

大磯町町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3年 3月31日

大磯町長



大磯町条例第12号

大磯町町税条例の一部を改正する条例

大磯町町税条例（昭和50年大磯町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第26条第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第9条の見出し中「平成30年度」を「令和3年度」に、「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」に、「平成30年度」を「令和3年度」に、「令和2年度」を「令和5年度」に改める。

附則第9条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（固定資産税に関する経過措置）
- 2 改正後の附則第9条の規定は、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
（軽自動車税に関する経過措置）
- 3 改正後の第26条の規定は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。